

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月1日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
【英訳名】	GS Yuasa Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村尾 修
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
【電話番号】	075（312）1211
【事務連絡者氏名】	コーポレート室 部長 松島 弘明
【最寄りの連絡場所】	東京支社 東京都港区芝公園一丁目7番13号
【電話番号】	03（5402）5800
【事務連絡者氏名】	株式会社 G S ユアサ 東京支社担当部長 松尾 久
【縦覧に供する場所】	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション 東京支社 （東京都港区芝公園一丁目7番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計期間	第13期 第1四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自 平成27年4月 1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月 1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	81,642	75,364	365,610
経常利益 (百万円)	3,044	2,875	21,416
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	951	1,840	9,030
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	879	2,923	3,592
純資産額 (百万円)	182,851	171,072	177,790
総資産額 (百万円)	349,762	329,429	346,523
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.30	4.46	21.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.14	4.15	20.39
自己資本比率 (%)	45.6	44.9	44.4

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当社の連結子会社である㈱GSユアサは、パナソニック㈱（以下「パナソニック」といいます。）との間で、パナソニックの保有する鉛蓄電池事業の譲受（以下「本件事業譲受」といいます。）に関して平成27年10月29日付で基本合意書を締結いたしました。その後協議の結果、本件事業譲受に関して最終合意に至り、平成28年4月15日付で株式譲渡契約等を締結いたしました。

1. 鉛蓄電池事業譲受の理由

当社グループは、国内外において、電池、電源装置、その他の電気機器の事業を展開しております。平成28年度よりスタートする次期中期経営計画におきましても、当社の成長シナリオである、「既存事業の収益拡大を図り、新規事業を育成する」を着実に実行するため、国内外で展開する鉛蓄電池事業の事業領域と規模の拡大を目指しております。

自動車用鉛蓄電池の需要動向は、近年の車両のハイブリッド化やアイドリングストップ技術の進化に伴ない、新技術を活用した制御弁式鉛蓄電池やアイドリングストップ車用鉛蓄電池の採用が増加しています。このような需要は国内市場に留まらず、海外市場に急速に拡大すると見込まれております。特に堅調な成長を続けるアジア市場や需要の急拡大が見込まれる新興国にも展開されると予測しております。

このような事業環境において、パナソニックの鉛蓄電池事業が培ってきた技術開発力、生産技術力、品質管理力を当社グループの事業に加えることにより、当社の技術力と相乗効果をもたらすことが期待され、技術・品質・コストでお客様からより評価される事業体制の構築が実現できると判断いたしました。

当社グループは、電池専門メーカーとしてその確固たる地位を築くと共に、鉛蓄電池事業のグローバルシェア拡大を目指してまいります。

2. 契約の相手会社の名称

パナソニック及びその子会社

3. 締結の時期

平成28年4月15日

4. 譲受対象事業および契約の概要

(1) 譲受対象事業	パナソニックの鉛蓄電池事業		
(2) 所在地	株式取得対象2社 パナソニック ストレージバッテリー(株)（所在地：日本） パナソニック ストレージバッテリー 瀋陽(有)（所在地：中国） 事業譲受対象1社 パナソニック エナジー タイ(株)（所在地：タイ）		
(3) 事業内容	自動車用、電動車両用及び産業用鉛蓄電池の製造・販売		
(4) 従業員数	約1,500名		
(5) 取得価格	約300億円		
(6) 当該事業の最近3年間の経営成績			
決算期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	約400億円	約450億円	約500億円
(7) 譲受後の議決権の状況			
	パナソニック ストレージバッテリー(株)	パナソニック ストレージバッテリー 瀋陽(有)	パナソニック エナジー タイ(株)
譲受前の議決権 所有割合	- %	- %	- %
譲受後の議決権 所有割合	85.1%	95%	鉛蓄電池事業の事業譲受

（注）売上高は、譲受対象となるパナソニックの鉛蓄電池事業における売上高を単純合算した数字であり、監査を受けておりません。

5. 資金調達の方法

自己資金および借入による資金調達を予定しております。

6. 今後のスケジュール

平成28年8月末（予定）： 本件事業譲受日

7. 本件事業譲受に関するその他の事項

- (1) 平成27年10月29日付「パナソニック株の鉛蓄電池事業譲受に関する基本合意について」記載のパナソニック・ミナト ストレージバッテリー インド株（所在地：インド）は譲受対象外となりました。同社は生産・販売活動を行っておりませんので売上高に影響はありません。
- (2) パナソニック ストレージバッテリー株は、2年後を目途に残る14.9%の株式を取得し、完全子会社化する予定です。
- (3) 本件事業譲受日前における、パナソニックによるパナソニック ストレージバッテリー瀋陽㈱に対する増資等により、譲受後の議決権の所有割合が変動する可能性があります。
- (4) パナソニック エナジー タイ株は、鉛蓄電池事業および乾電池事業を営んでおり、事業譲渡により鉛蓄電池事業を譲受対象といたします。
- (5) 取得価格は事業譲受の対象となる鉛蓄電池事業の取得価額の合計金額の概算であり、今後、株式譲渡契約等で定めた方法により取得価額は調整される予定です。
- (6) 関係当局の認可状況等の事情によっては、事業譲受日が変更される可能性があります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、年初来の円高・株安の進行による企業収益への先行き不安感や消費者心理の下振れから景気が減速する中、6月下旬の英国のEU離脱の国民投票結果を受け、為替相場は更に円高が進み株価も大幅下落しました。足元においては為替はやや落ち着きを見せているものの、景気は依然として先行き不透明な状況のまま推移しました。

世界経済に目を転じますと、中国においては、過剰債務・過剰設備を抱える民間企業の設備投資の減速に加え、雇用調整の動きの拡大から個人消費が鈍化したことにより景気の減速基調が続き、それを受け東南アジア諸国の対中国輸出の低迷及び各国における国内市況低迷により、昨年来の景気減速が継続しました。また、欧州においては、英国のEU離脱に伴う金融市場の混乱や政治不安の高まりから個人消費が大きく減速しつつあり、景気の先行きが懸念されるまま推移しました。

このような経済状況の中、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は、国内では車載用リチウムイオン電池の販売が増加したものの、自動車販売台数の減少や太陽光発電用電源装置の販売が減少し、とりわけ海外では為替の円高による影響もあり、753億64百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて62億77百万円減少（7.7%）しました。

当第1四半期連結累計期間の利益は、車載用リチウムイオン電池事業の収益性が改善したものの、為替の円高による影響などにより、営業利益は29億88百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて1億20百万円減少（3.9%）しました。同様に経常利益は、28億75百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて1億69百万円減少（5.6%）しました。親会社株主に帰属する四半期純利益は、海外の関連会社の留保利益に対する繰延税金負債の取崩に伴い、税金費用が減少したことにより、18億40百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて8億89百万円増加（93.5%）しました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(国内自動車電池)

売上高は、新車メーカーにおける自動車販売台数の低迷を受け販売が伸び悩んだことや自動車関連部品の販売が減少したことなどにより、102億23百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて7億14百万円減少（6.5%）しました。セグメント損益は、販売が減少したものの主原料である鉛相場下落により、2億89百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて83百万円増加（40.2%）しました。

(国内産業電池及び電源装置)

売上高は、再生可能エネルギーの固定買取価格引き下げによる太陽光発電用電源装置の需要低迷や、デジタルカメラ用充電器の販売減少などにより、120億35百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて11億42百万円減少（8.7%）しました。セグメント損益は、販売が減少したものの主原料である鉛相場下落等により、1億6百万円の損失と前第1四半期連結累計期間に比べて65百万円改善しました。

（海外）

売上高は、年初における欧州の暖冬や中国・東南アジアの景気低迷による販売の減少に加え、為替の影響が大きく、424億85百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて55億15百万円減少（11.5%）しました。セグメント損益は、主として売上減少に伴い、27億88百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて4億4百万円減少（12.7%）しました。

（車載用リチウムイオン電池）

売上高は、国内自動車販売の低迷を受けてハイブリッド車用リチウムイオン電池の販売が伸び悩んだものの、プラグインハイブリッド車用リチウムイオン電池が増加したことなどにより、83億74百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて13億73百万円増加（19.6%）しました。セグメント損益は、生産の効率化が順調に進んだことなどにより、1億11百万円の損失ながら前第1四半期連結累計期間に比べて2億20百万円改善しました。

（その他）

売上高は、特殊用途を中心とした諸電池の一時的な販売の減少により、22億44百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて2億78百万円減少（11.0%）しました。全社費用等調整後のセグメント損益は、1億28百万円と前第1四半期連結累計期間に比べて85百万円減少（39.9%）しました。

（2）財政状態の分析

総資産は、売上債権の回収が進んだことや設備投資額が減価償却費を下回ったことなどにより、3,294億29百万円と前連結会計年度末に比べて170億94百万円減少しました。

負債は、仕入債務、未払金等の支払い及び有利子負債の圧縮等により、1,583億57百万円と前連結会計年度末に比べて103億76百万円減少しました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益が増加しましたが、配当金の支払や非支配株主持分の減少に加え、為替相場が前連結会計年度末と比較して円高に推移したことにより為替換算調整勘定が減少したこともあり、1,710億72百万円と前連結会計年度末に比べて67億17百万円減少しました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的などから見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉並びにお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、イ．信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、ロ．リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、ハ．長年の実績並びに上記イ．及びロ．の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、ニ．当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠であります。当社株式の大規模な買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、大規模な買付けに際して当社及び買付け者等が守るべき

一定のルールを定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

具体的な取り組み

イ．会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また当社は、リチウムイオン電池事業において先行開発を進め事業を展開しております。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を行っております。産業用途では宇宙、航空、鉄道等の様々な分野で新規開拓に取り組み、着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴うオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業及びリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社経営陣は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に、(イ)．リチウムイオン電池事業においては次世代リチウムイオン電池の開発と既存リチウムイオン電池のグローバルマーケットへの展開による事業規模の拡大、(ロ)．国内産業電池電源事業における新エネルギー分野においては太陽光発電用パワーコンディショナの製品ラインナップの拡充と産業用リチウムイオン電池のさらなる用途拡大による事業基盤強化、(ハ)．海外事業においてはASEAN地域におけるさらなる事業拡大と収益拡大、また成長余力のある新興国市場や未参入市場における事業育成の推進による、グローバル市場でのポジション・アップ、(ニ)．国内自動車電池事業においてはアイドリングストップ車用鉛蓄電池などの高付加価値商品投入や新製品市場の開拓による事業規模拡大と収益力強化に、重点的に取り組んでまいります。

ロ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収などを未然に防止することを目的として、現行ルールを一部改定した当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本ルール」といいます。）を、株主総会において承認されることを条件に継続的に導入することを決議し、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、本ルールを導入することの承認を得ました。

本ルールは、当社株式に対する大規模な買付け等について、買付け等の内容及びそれに対する当社の考え方や代替案（もしあれば）を適時かつ公正に株主の皆様に対し開示し、また買付け条件等を巡る買付け者等との協議・交渉が可能となるよう、必要な手続きを定めるとともに、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合に当該買付け等を阻止するために当社が発動する対抗措置の内容を定めるものです。

本ルールにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排して手続きの公正性を確保し、当社の企業価値、株主共同の利益に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。同委員会は、企業価値評価委員会規則に基づき、当社経営陣から独立した(イ)．当社社外取締役、(ロ)．当社社外監査役、または(ハ)．社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者など）のいずれかに該当する者のみから構成されます。なお、同委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができ、これにより、同委員会による判断の公正性と客観性がより強く担保されることとなります。

企業価値評価委員会は、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付け者等及び当社取締役会から取得した情報の比較検討、買付け者等との協議・交渉を行い、当社取締役会に対して対抗措置の発動または不発動の勧告を行います。なお、対抗措置の発動の要件については、当該買付け等が（ ）本ルールに定められた手続きに従わないものである場合または（ ）当社の企業価値、株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合等のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当であることと定めております。

当社取締役会は、企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行います。ただし、企業価値評価委員会が対抗措置の発動に関し予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合または当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意

思確認総会を開催し、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動についての決定を行うものとします。

本ルールにおける手続きの過程の透明性を確保するため、当社取締役会及び企業価値評価委員会は、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、対抗措置は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てるものです。仮に、本ルールに従って対抗措置が発動され本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買付け者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本ルールの有効期間は平成29年6月開催予定の第13期定時株主総会の終結の時までとされておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになります。当社取締役会は、本ルールが廃止された場合には、速やかにその旨の情報開示を行います。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

イ．上記 イ．に記載した「会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み」について

本取り組みは、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

ロ．上記 ロ．に記載した「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み」について

本ルールは、当社株式等に対する買付け等が開始されるよりも前に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿う、必要性の高い取り組みであると考えております。

また、当社取締役会は、以下の理由により、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えており、その内容の公正性及び合理性は強く担保されているものと考えております。

(イ)．買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（()企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、()事前開示・株主意思の原則、()必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本ルールの策定に当たっては、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論などを踏まえております。

(ロ)．透明性と公正性を確保するための仕組みがあること

本ルールにおいては、その透明性と公正性を確保するため、以下の仕組みを設けております。

a．独立した企業価値評価委員会の設置

本ルールにおいては、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会が設置されます。

企業価値評価委員会は、買付け者等からの情報と当社取締役会からの情報及び代替案などの比較検討を行い、さらには対抗措置の発動の是非を検討し当社取締役会に対し勧告を行います。同委員会は検討に際して、当社の費用で第三者専門家の意見を取得することができ、これにより判断の公正性・客観性がより強く担保されることとなります。

また、株主の皆様への情報開示を企業価値評価委員会が主体となって行い、手続きの透明性を確保することもできる仕組みとなっております。

b．株主の皆様の意思の反映

本ルールは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において承認可決されることを条件として継続的に導入いたします。

また、対抗措置の発動の是非についても、一定の場合には、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することができるものとしております。

加えて、本ルールには、有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本ルールを廃止する旨の

決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになります。その意味で、本ルールの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

c. 株主の皆様への情報開示

当社取締役会及び企業価値評価委員会は、本ルールにおける手続きの過程について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(ハ) . 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(二) . デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を一年としているため、本ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は20億7百万円であります。

また、国内自動車電池、国内産業電池及び電源装置、海外、車載用リチウムイオン電池、その他の事業について、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後のわが国経済は、円高基調による企業収益への不安感や消費者心理の下振れから景気動向は先行き不透明な状況がしばらく続くものと見込まれます。また、海外の主要地域の経済動向においても、中国においてはGDP成長率の鈍化が見込まれ景気の減速が継続することや、東南アジア各国においても中国向けの輸出が回復せず、各国の国内経済の低迷が継続するものと見込まれます。また、欧州においても英国のEU離脱による混乱が当面継続すると見込まれます。

このような経済状況ではありますが、当社グループとしては、平成28年度は第四次中期経営計画の初年度にあたり、これまで培った事業基盤をもとに、さらなる成長を目指してまいります。既存事業の国内自動車電池、国内産業電池電源においてはキャッシュフローの拡大・安定化を図り、海外においては事業領域の拡大を図るとともに、新規事業の車載用リチウムイオン電池事業においては、確実に黒字化し安定的成長軌道へ乗せるべく取り組んでまいります。また、パナソニック(株)の鉛蓄電池事業譲受によるシナジー効果を早期に創出し、鉛蓄電池事業のグローバルシェア拡大を目指します。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、企業理念及び経営ビジョンを次のとおり定めております。

[企業理念]

『革新と成長』 - GS YUASAは、社員と企業の「革新と成長」を通じ、人と社会と地球環境に貢献します。

[経営ビジョン]

GS YUASAは、電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします。

当社グループは、長年培ってきた電池・電源技術によって、低環境負荷社会、低炭素化社会、防災・減災社会の実現に貢献するため、企業理念に掲げる「革新と成長」の具現化を志し、総力を挙げて次の経営方針を重点的に取り組んでまいります。

[経営方針]

新規事業(リチウムイオン電池)の黒字を確実なものとし、安定的成長軌道へ乗せる

成長事業(海外事業)のさらなる事業領域の拡大と収益性の向上を図る

既存事業(自動車電池・産業用電池電源事業)のキャッシュフローを拡大・安定化させ、成長投資を行う
エネルギー・デバイス・カンパニー「新生GSユアサ」を目指し、長期的・持続的成長を確固たるものとします。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,400,000,000
計	1,400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成28年8月1日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	413,574,714	413,574,714	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 1,000株でありま す。
計	413,574,714	413,574,714	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成28年6月30日	-	413,574	-	33,021	-	79,336

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 817,000 （相互保有株式） 普通株式 602,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 410,926,000	410,926	同上
単元未満株式（注）	普通株式 1,229,714	-	-
発行済株式総数	413,574,714	-	-
総株主の議決権	-	410,926	-

（注）「単元未満株式」の株式数の欄には、当社保有の自己株式が203株含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合（％）
（自己保有株式） ㈱ ジーエス・ユア サ コーポレーショ ン	京都市南区吉祥院西ノ 庄猪之馬場町1	817,000	-	817,000	0.20
（相互保有株式） ユアサエムアンド ビー㈱	大阪市中央区淡路町1 - 2 - 6	500,000	-	500,000	0.12
青森ユアサ電池販売 ㈱	青森市石江江渡11 - 5	92,000	5,000	97,000	0.02
山陰ジーエス・ユア サ㈱	鳥取県米子市夜見町 2923-37	-	5,000	5,000	0.00
計	-	1,409,000	10,000	1,419,000	0.34

（注）1. 当第1四半期会計期間末日現在の自己保有株式は、818,000株になります。

2. 青森ユアサ電池販売㈱および山陰ジーエス・ユアサ㈱は、当社の取引先会社で構成される持株会（ジーエス・ユアサ取引先持株会 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1）に加入しており、同持株会名義で各々当社株式5,000株を所有しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 平成28年3月31日	当第1四半期連結会計期間 平成28年6月30日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	28,604	25,174
受取手形及び売掛金	72,858	62,199
商品及び製品	36,172	37,189
仕掛品	13,125	14,682
原材料及び貯蔵品	11,833	11,676
繰延税金資産	2,725	2,720
その他	10,825	9,960
貸倒引当金	350	294
流動資産合計	175,795	163,308
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	48,194	46,553
機械装置及び運搬具（純額）	35,453	33,238
土地	22,487	22,192
リース資産（純額）	1,346	1,171
建設仮勘定	5,148	5,783
その他（純額）	4,454	4,268
有形固定資産合計	117,085	113,208
無形固定資産		
リース資産	501	484
その他	3,572	3,419
無形固定資産合計	4,073	3,903
投資その他の資産		
投資有価証券	44,711	43,402
退職給付に係る資産	332	1,156
その他	5,250	5,158
貸倒引当金	778	759
投資その他の資産合計	49,514	48,958
固定資産合計	170,673	166,070
繰延資産	54	49
資産合計	346,523	329,429

(単位：百万円)

	前連結会計年度 平成28年3月31日	当第1四半期連結会計期間 平成28年6月30日
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	38,460	32,961
短期借入金	24,106	23,266
未払金	17,880	15,070
未払法人税等	2,297	2,001
設備関係支払手形	1,787	1,075
その他	14,741	16,560
流動負債合計	99,272	90,935
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	25,000	25,000
長期借入金	24,502	23,427
リース債務	967	770
退職給付に係る負債	3,819	3,774
その他	15,171	14,448
固定負債合計	69,460	67,421
負債合計	168,733	158,357
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,021	33,021
資本剰余金	55,292	55,292
利益剰余金	51,399	50,349
自己株式	350	351
株主資本合計	139,363	138,312
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,491	8,308
繰延ヘッジ損益	9	76
土地再評価差額金	2,397	2,397
為替換算調整勘定	6,942	2,563
退職給付に係る調整累計額	3,461	3,438
その他の包括利益累計額合計	14,360	9,754
非支配株主持分	24,066	23,005
純資産合計	177,790	171,072
負債純資産合計	346,523	329,429

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年6月30日	当第1四半期連結累計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年6月30日
売上高	81,642	75,364
売上原価	63,374	57,643
売上総利益	18,267	17,721
販売費及び一般管理費	15,158	14,732
営業利益	3,109	2,988
営業外収益		
受取利息及び配当金	397	268
持分法による投資利益	575	409
その他	216	182
営業外収益合計	1,189	859
営業外費用		
支払利息	279	229
為替差損	727	542
その他	247	201
営業外費用合計	1,254	973
経常利益	3,044	2,875
特別利益		
固定資産売却益	3	7
その他	0	24
特別利益合計	4	31
特別損失		
固定資産除却損	24	9
固定資産売却損	0	0
減損損失	-	339
市場対策費	356	-
その他	8	19
特別損失合計	391	370
税金等調整前四半期純利益	2,657	2,536
法人税等	1,298	164
四半期純利益	1,359	2,372
非支配株主に帰属する四半期純利益	408	531
親会社株主に帰属する四半期純利益	951	1,840

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年6月30日	当第1四半期連結累計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年6月30日
四半期純利益	1,359	2,372
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	550	172
繰延ヘッジ損益	49	67
為替換算調整勘定	692	3,805
退職給付に係る調整額	53	23
持分法適用会社に対する持分相当額	342	1,272
その他の包括利益合計	480	5,295
四半期包括利益	879	2,923
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	750	2,765
非支配株主に係る四半期包括利益	128	157

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

記載すべき事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

（四半期連結貸借対照表関係）

保証債務

下記の関係会社の銀行等の借入金に対し債務保証を行っております。

前連結会計年度 平成28年3月31日	当第1四半期連結会計期間 平成28年6月30日
上海杰士鼎虎動力有限公司	34百万円 上海杰士鼎虎動力有限公司 31百万円

（四半期連結損益計算書関係）

減損損失

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
京都府福知山市	遊休資産	機械装置及び運搬具等

（グルーピング方法）

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である、管理会計上使用している事業区分等の単位によりグルーピングしております。

賃貸用不動産及び遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。

（減損損失の認識に至った経緯）

連結子会社が所有する事業用資産の一部が遊休となったため、所有している固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失339百万円を特別損失に計上しております。

（減損損失の金額及び内訳）

機械装置及び運搬具338百万円、建物及び構築物1百万円であります。

（回収可能価額の算定方法等）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額は、処分見込額に基づいて評価しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年6月30日	当第1四半期連結累計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年6月30日
減価償却費	3,974百万円	3,888百万円

（株主資本等関係）

前第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,889百万円	利益剰余金	7円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当第1四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,889百万円	利益剰余金	7円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 自動車電池	国内産業 電池及び 電源装置	海外	車載用 リチウム イオン電池	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,937	13,178	48,001	7,001	79,119	2,522	81,642
セグメント間の内部 売上高又は振替高	331	722	302	74	1,430	1,430	-
計	11,269	13,900	48,303	7,076	80,550	1,092	81,642
セグメント利益又は損失 ()	206	172	3,192	331	2,895	213	3,109

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。セグメント利益の調整額は 598百万円であり、セグメント間取引消去 367百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 230百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 自動車電池	国内産業 電池及び 電源装置	海外	車載用 リチウム イオン電池	計		
売上高							
外部顧客への売上高	10,223	12,035	42,485	8,374	73,119	2,244	75,364
セグメント間の内部 売上高又は振替高	319	746	296	552	1,914	1,914	-
計	10,542	12,781	42,781	8,927	75,034	330	75,364
セグメント利益又は損失 ()	289	106	2,788	111	2,860	128	2,988

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びセグメント利益の調整額であります。報告セグメントに含まれない事業セグメントは、特殊電池事業等を含んでおります。セグメント利益の調整額は 632百万円であり、セグメント間取引消去 371百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 261百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「車載用リチウムイオン電池」セグメントにおいて、連結子会社が所有する事業用資産の一部が遊休となったため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を特別損失に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間において339百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 自 平成27年4月 1日 至 平成27年6月30日	当第1四半期連結累計期間 自 平成28年4月 1日 至 平成28年6月30日
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円30銭	4円46銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	951	1,840
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四 半期純利益金額(百万円)	951	1,840
普通株式の期中平均株式数(千株)	412,774	412,757
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金 額	2円14銭	4円15銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整 額(百万円)	4	4
(うち当期償却額(税額相当額控除後) (百万円))	4	4
普通株式増加数(千株)	29,377	29,377
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年7月29日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 朋之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注） 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。